

**医師養成修学資金（重点コース（順天堂大学医学部「新潟県地域枠入学試験」入学生枠）  
貸与事業実施規程**

平成 21 年 12 月 3 日 制 定

平成 25 年 4 月 1 日 一部改正

**（趣旨）**

**第 1 条** この規程は、医師養成修学資金（重点コース（順天堂大学医学部「新潟県地域枠入学試験」入学生枠）貸与事業実施規則（以下「規則」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

**（貸与の申請及び決定）**

**第 2 条** 規則第 2 条の規定により修学資金の貸与を受けようとする者は、修学資金貸与申請書（別記第 1 号様式）及び誓約書（別記第 2 号様式）を、別に定める方法により、順天堂大学医学部を經由して、公益財団法人医学振興会理事長（以下「理事長」という。）に提出しなければならない。

2 理事長は、第 1 項の申請書を受理したときは、順天堂大学医学部が設定する面接を実施した上で、申請書類等による貸与資格確認による審査等を行い、その結果を修学資金貸与決定（不決定）通知（別記第 3 号様式）により申請者に通知するものとする。

**（貸与の方法）**

**第 3 条** 修学資金は、毎月当月分を貸与するものとする。ただし、特に必要と認めるときは、2 月分以上を合わせて貸与することができる。

**（借用証書）**

**第 4 条** 修学資金の貸与を受けた者（以下「修学生」という。）は、貸与を受けた修学資金の借用証書（別記第 4 号様式）を、連帯保証人と連署のうえ、貸与を終了した月の翌月末日までに理事長に提出しなければならない。

**（返還免除の申請及び決定）**

**第 5 条** 規則第 8 条第 1 項又は第 10 条の規定により修学資金の返還の債務の免除を受けようとする者は、修学資金返還債務免除申請書（別記第 5 号様式）を理事長に提出しなければならない。

2 理事長は、前項の申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、その結果を修学資金返還債務免除決定通知（別記第 6 号様式）により申請者に通知するものとする。

**（返還猶予の申請及び決定）**

**第 6 条** 規則第 11 条の規定により修学資金の返還の債務の履行の猶予を受けようとする者は、修学資金返還猶予申請書（別記第 7 号様式）を理事長に提出しなければならない。

2 理事長は、前項の申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、その結果を修学資金返還猶予決定通知（別記第 8 号様式）により申請者に通知するものとする。

**（書類の提出及び届出）**

**第 7 条** 修学生は、大学に在学している間、毎年 4 月の第 2 月曜日までに学業成績表及び現況報告書（別記第 9 号様式）を理事長に提出しなければならない。

2 前項の規定のほか、修学生又はその連帯保証人は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、直ちにその旨を理事長に届け出なければならない。

- (1) 修学生が休学、退学、復学又は転学したとき。
- (2) 修学生が停学その他の処分を受けたとき。
- (3) 修学生が死亡し、又は学業に堪えない程度の心身の故障を生じたとき。
- (4) 修学生が医師の免許を取得したとき。

(5) 修学生が氏名又は住所を変更したとき。

(6) 連帯保証人の氏名、住所若しくは職業に変更があつたとき又は連帯保証人が死亡し、破産の宣告を受け、若しくは禁治産の宣告を受けたとき。

**(規則で定める提出書類等)**

**第8条** 規則第6条第3項において規則第13条に規定する書類等とは、この規程の第4条、第5条、第6条、第7条に掲げる書類、および第9条により理事長が別に定める提出書類等をいう。

**(雑則)**

**第9条** この規程に定めるもののほか、修学資金の貸与に関し必要な事項は、別に定める。

**附 則**

この要綱は、平成21年12月3日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。